

令和2年第5回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 88号	令和2年度宝塚市病院事業会計補正予算（第4号）	可決 （全員一致）	9月9日
議案第 90号	宝塚市協働のまちづくり推進条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 91号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 94号	令和元年度宝塚市病院事業会計決算認定について	認定 （賛成多数）	
議案第 97号	公の施設（宝塚市立中山台コミュニティセンター）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第 98号	公の施設（宝塚市立地域利用施設美座会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第 99号	公の施設（宝塚市立地域利用施設光明会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第 100号	公の施設（宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第 101号	公の施設（宝塚市立地域利用施設南口会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第 102号	公の施設（宝塚市立地域利用施設御殿山会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第 103号	公の施設（宝塚市立地域利用施設高松会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第 104号	公の施設（宝塚市立末成集会所）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第 105号	公の施設（宝塚市立共同利用施設長尾南会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第 106号	公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	

議案第107号	公の施設(宝塚市立共同利用施設小浜会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	9月9日
議案第108号	公の施設(宝塚市立共同利用施設福井会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第109号	公の施設(宝塚市立共同利用施設小林会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第110号	公の施設(宝塚市立共同利用施設鹿塩会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第111号	公の施設(宝塚市立共同利用施設中筋会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第112号	公の施設(宝塚市立共同利用施設高司会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第113号	公の施設(宝塚市立共同利用施設中山寺会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第114号	公の施設(宝塚市立共同利用施設美幸会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第115号	公の施設(宝塚市立共同利用施設山本台会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第116号	公の施設(宝塚市立共同利用施設売布会館)の指定管理者の指定について	継続審査	10月1日
議案第117号	公の施設(宝塚市立共同利用施設川面会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	9月9日
議案第118号	公の施設(宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第119号	公の施設(宝塚市立共同利用施設泉町会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第120号	公の施設(宝塚市立共同利用施設旭町会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第121号	公の施設(宝塚市立共同利用施設仁川会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第122号	公の施設(宝塚市立共同利用施設伊子志会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第123号	公の施設(宝塚市立共同利用施設御所の前会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	

議案第124号	公の施設(宝塚市立共同利用施設米谷会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	9月9日
議案第125号	公の施設(宝塚市立共同利用施設亀井会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第126号	公の施設(宝塚市立共同利用施設安倉西会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第127号	公の施設(宝塚市立共同利用施設山本野里会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第128号	公の施設(宝塚市立共同利用施設山本会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	9月28日
議案第129号	公の施設(宝塚市総合福祉センター)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	9月9日
議案第130号	公の施設(宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第131号	公の施設(宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
請願第10号	教育条件整備のための請願	採択 (全員一致)	
請願第14号	街ぐるみで子どもを孤立から守り育む体制づくりについての請願	趣旨採択 (全員一致)	

審査の状況

① 令和2年 9月 4日 (議案審査)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○横田 まさのり 伊庭 聡 風早 ひさお
川口 潤 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎
三宅 浩二

② 令和2年 9月 9日 (議案審査)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○横田 まさのり 伊庭 聡 風早 ひさお
川口 潤 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎
三宅 浩二

③ 令和2年 9月28日 (議案審査)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○横田 まさのり 伊庭 聡 風早 ひさお
 川口 潤 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎
 三宅 浩二

④ 令和2年10月 1日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○横田 まさのり 伊庭 聡 風早 ひさお
 川口 潤 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎
 三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第88号 令和2年度宝塚市病院事業会計補正予算（第4号）

議案の概要

補正後の令和2年度宝塚市病院事業会計予算

収益的収入及び支出

病院事業収益の予定額 125億7,292万7千円(9億4,955万1千円減額)

病院事業費用の予定額 135億6,929万5千円(2億4,800万9千円増額)

資本的収入及び支出

資本的支出の予定額 19億6,491万5千円(2,644万円増額)

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入院及び外来患者の減少が今後も見込まれるため、医業収益の予定額を減額するとともに、減額に伴う資金不足を補うため、特別減収対策企業債を発行しようとするもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の代理申請などの対応に伴い、特別利益及び特別損失の予定額を増額しようとするもの

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収を補うため特別減収対策企業債を発行し、起債の限度額を13億円とするということだが、起債と償還についてはどう考えているのか。

答1 特別減収対策企業債は病院の資金不足の状況で判断される。それに関して県のヒアリングがあり、第1次の借入れが早くて12月頃、年度末に向け最終的な借入額が決定される予定。国が示す償還期間は15年だが、据置期間が今後の協議になる。元利償還で利子が少ないので、仮に13億円を15年で償還するならば年間約8,600万円である。赤字額の15億円を10年間で減らす資金不足解消計画を今後つくる予定だが、さらに13億円を上乗せで起債すると資金不足は倍額となり、厳しい状況が続く。災害的な要因での借入れであるため、国の支援を要望したい。

問2 業務の予定量として患者数の減少を見込んで今回補正を計上している。今後は、このとおりいかないということも想定しているのか。

答2 患者減で4月～7月の4か月で約6億円、1か月平均で約1億5千万円の減収となった。年度後半に向け挽回し、年間平均月1億円の減収にとどめたい。入院及び外来単価は4月以降高く推移しているが、新型コロナウイルス対策として救急医療センターで10床確保する必要がある、1日平均入院患者数330人を目標にやっていきたい。8月の平均入院患者数は320人くらいまで回復してきている。

問3 公的病院はもともとぎりぎりの経営状況。新型コロナウイルス対応をしながらの経営ということであれば、公的支援がなければ疲弊していくという認識は、病院としても、市としてもあるのか。

答3 病院としては、効率的な病院経営に努めているが、公的病院としての使命は果たしていかなければならないと考えている。

市としても、前回の補正予算で、病院に対し2億円の繰出金を拠出し、できるだけ交付金を充当したいと考えている。起債制度は創設されたが、償還の必要があるため、本市の厳しい財政状況を踏まえると、今後総合的に検討していくべきと考えている。

問4 市として、減収補填など、公立病院の存続に向けての補填を具体的にどう国に要望しているのか。また、長野県では、自治体病院を持つ17市町の首長が共同で要望書を出すという取組もあるが、何か考えはあるか。

答4 最初は5月に市長から厚生労働大臣、副大臣宛てに新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公立病院の支援制度の創設を要望した。同様に全国市長会も公立病院支援の要望をしている。国に対しては引き続き要望を続けていく。また、市から県市長会や近畿市長会への要望も出し、具体的に病院の経営状況も説明している。例えば阪神間で共同し要望するというような取組についても今後努力していく。

問5 今回の補正予算で医業費用のうち研究研修費を244万円減額するが、新型コロナウイルスへの新たな対応についての医師の研修などが必要な時期ではないのか。減額の理由とその影響は。

答5 病院において治験を行い、その収入を基にして医師の研究研修費を設定しているが、その用途は主に各診療科の学会への出席負担金や旅費に充てている。4月以降は新型コロナウイルス対策で学会はウェブ会議になっており、出張旅費が不要になった。そうした経費を、治験の薬品を入れる冷蔵庫の購入費用に充てるために収益的収支から資本的収支へ振り替えるものであり、医師の研究研修に影響はないと考える。

問6 平成30年度の市立病院の資金不足比率は12%であった。経営健全化の基準である20%を超えないよう、令和元年度に市からの4億円の基準外繰入れを実施し、基準はクリアした。仮に、特別減収対策企業債を限度額満額の13億円発行した場合、市立病院の資金不足比率の推移予想はしているのか。

答6 13億円全額発行すると、令和2年度末には地方財政法での資金不足比率は20%を超える。資金不足比率の見込みは、現在策定中の資金不足解消計画において令和12年度末まで試算しており、病院と市で対策を協議していく。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第90号 宝塚市協働のまちづくり推進条例の制定について

議案の概要

宝塚市協働のまちづくり促進委員会で検討を重ねるとともに、まちづくりに携わる各種団体との意見交換も踏まえ、宝塚市まちづくり基本条例第3条の規定に基づき、協働に関する原則を定めるとともに、市民の主体的なまちづくり活動及び地域コミュニティの活動を促進するために必要な事項を定めることにより、市民と市の協働のまちづくりを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することを目的として、新たに条例を制定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 まちづくり協議会役員の選出方法、構成メンバーの男女比は。

答1 選出方法及び構成メンバーは、それぞれのまちづくり協議会の会則で定められているため、統一はされていない。男女比は、令和2年度の役員名簿では、男性が55%、女性が45%となっている。

問2 まちづくり協議会役員の、政治的中立についての見解は。

答2 住民自治の組織であるため、まちづくり協議会そのものが特定の政党あるいはその他の政治団体に関与することはないと考える。

問3 まちづくり協議会の活動を知らない人も多く、特に自治会等に入っていない住民の耳には、なかなか届いていないように思う。協働のまちづくり推進条例を定める限りは、今後は市がサポートしてもらいたいと思うが。

答3 民主的な運営については、平成29年5月に、まちづくり協議会ガイドラインを定めて周知を行っているが、まだまだ浸透していない。この条例をきっかけに、まちづくり協議会がどういうものであるかを、工夫しながら周知していきたい。

問4 ジェンダーについて無理解な部分もまだあり、住民の自治組織として活動するにおいては、構成メンバーの声を十分に聞く仕組みをつくるのが大事だと思う。人権研修などを進めてほしいが。

答4 地域活動をしていく場合には家を空ける時間も出てくるので、家族の支えや思いやる気持ちなどは非常に大事だと思う。皆さんの共感を得て楽しく活動していくためにも、そういった研修もできればと考えている。

問5 まちづくり協議会の構成はおおむね小学校区ごととなっているが、中には同一

小学校区でも、まちづくり協議会が複数に分かれているところもある。違う小学校区のためなじめず、まちづくり協議会の活動に行きたがらない児童もいると聞いているが、市が対処できることは。

答5 歴史的なつながりや日頃の活動の中で、小学校区とまちづくり協議会の区域が違うところも確かにある。皆さんが活動しやすい環境を一緒に考えていきたい。

問6 長尾地区のまちづくり協議会は3つの小学校区域から構成されており、ほかにも2つの小学校区に及んでいるところもあるが、バランスについてはどう考えているか、また何か課題は上がってきているか。

答6 まちづくり協議会の規模にはばらつきがあるが、防災避難訓練や委員の選出など、それぞれ地域の実情に応じた取組をされている。何か支障があれば一緒に考えていき、共にまちづくりに取り組んでいきたい。

自由討議	なし
------	----

討論	なし
----	----

審査結果	可決（全員一致）
------	----------

令和2年第5回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第91号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	第10次地方分権一括法が令和2年6月10日に公布されたことに伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより、所要の整理を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第94号 令和元年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案の概要

令和元年度病院事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 125億1,887万1,091円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 125億6,886万9,950円

差し引き4,999万8,859円の赤字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度の純損失は5,132万5,015円となった。

資本的収支

収入総額 6億734万9,000円

支出総額 15億8,115万4,119円

差し引き9億7,380万5,119円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 市立病院の利用状況としては、前年度比で、入院・外来含め病床の稼働も上がり、患者1人当たりの診療収入も上がっている。令和元年度の数値目標に対する実績としても、救急受入件数以外は手術数や平均患者数など全て達成している。前年度途中までは経営改善もうまくいっていると思われるが、どうして市からの4億円の基準外繰入れが必要になったのか。

答1 昨年度予算に比べ決算では医業収益で約7億円の差が出ている一方、医業費用で約2億7千万円の不用額が出ているので、収益が達成しなかったところが赤字の発生原因となる。不足分のうち大きいのは入院収益の約4億円で、1日当たり入院患者数が予算上355人に対し実際は340人と15人少ない。入院患者の1日当たりの診療収入単価も予算上54,739円に対し53,981円と、約800円少ない。診療収入の高い外科系の主たる医師が退職したことにより手術件数が伸びなかったことも、収益が思うところまで伸びなかった原因と考える。

問2 増収策というのは引き続き続けていかないといけないが、経費削減についてはどう考えているのか。

答2 収益の増というのは金額的にも大きいですが、費用の削減を実施しているものの金額的には何千万円というところで、収益と比べると削減金額は少ない。費用全体の中で、構成としては大きく給与費、薬品材料費と経費の3区分があり、そのう

ち一番大きな給与費については時間外の見直し、定数の削減に努めていく。薬品費では後発医薬品のシェアが90%となっているが、全体の購入実績額約16億円に対し後発医薬品購入額は約1億4千万円で、残りはほとんどが化学療法に使用する新薬である。薬品購入費についてもできるだけ削減していきたいが、業者との交渉で値引き率は大体15%程度で、全国の公立病院の平均に比べ2%程度高い状態である。そのほか、ガスはコージェネレーションシステムを、水道は井戸水を使うなど経費削減に取り組んでいる。

問3 平成29年度決算審査において、病院費用の大部分を占める人件費につき、他の公立病院や民間病院の状況を調査し、給料表や手当の在り方などの現状分析や見直しを進め、医師確保とそれ以外の方策にも積極的に取り組むなど、経営改善に努めるよう意見があった。給料表や手当の調査は実施していないが、伊丹市立病院の看護師数の状況について比較調査を行ったというのはどういうことか。

答3 医師、看護師、医療技術職はそれぞれ市によって給料表が定まっている。伊丹市立病院は当院と大体同じ規模の病院で、昨年度調査した。定数配置の違いを見て、今年度以降、人数が多いところは減らすなど、効果的、効率的な人員を配置し、各部門で適正配置になっているか、また給料表や給与体系についても検討していきたいと考えている。

問4 市から4億円の補助を受けた状況の中、職員用の駐車場を整備しているが、どういうことか。

答4 市立病院の一番北側にある第3駐車場を整備した。第3駐車場の隣地で個人から寄贈され不法投棄などの環境改善の要望があった土地と、相続放棄された空き家に外来生物がすみつき隣人が裁判所に申し立てたため、相続財産管理人の弁護士事務所から病院に対して買ってほしいと申出があった土地だった。職員用駐車場が不足していたので、両方の土地を経費削減のため同時期に造成した。雨の日などで第1、第2駐車場が満車のとき、職員が使用していない時間帯の空きスペースを患者用や給食、清掃等の委託業者用として転用している。

問5 公立病院が果たすべき役割を果たしているかという点で、424の病院を名指しして再検証を行い公立病院の再編・統合を進めるよう示した国の方向性についてどう考えるか。

答5 当院はその対象に入っていないが、要件としては厳しい状況になってきている。地域医療の中で果たす公立病院の役割として必要な項目に取り組んでいきたい。

問6 国の示す公立病院の在り方・方向性と、地域の医療ニーズは合致しているか。市立病院は地域の医療ニーズを把握できているか。

答6 現時点では合致していると思うが、来年、5年後になると地域の医療ニーズか

ら徐々に外れてくるのではないかと考えられる。2025年度に必要となる病床数を推計する地域医療構想は国が2次医療圏で考えているので、2次という広域ではなく1次医療圏の狭い領域で高齢者が受診しやすい環境をどうつくり上げるかということ、分かる範囲のできるだけ細かなデータまで詰めていきたいと考えている。

問7 消費税が上がっているが、それによる市立病院への影響は。

答7 診療報酬では消費税の分を加算するが、病院の規模が大きくなると医業外の経費、例えば委託や設備投資にも消費税が乗ってくる。診療報酬で加算されても、同時に薬価改定も行われるので結果としては消費税の上乗せ分は見えてこない。病院にとっては消費税によるダメージが大きいため、自治体病院協議会などいろいろな場で消費税の在り方について意見を出している。

問8 令和元年度決算が赤字になった一番の要因として、医業収益が予定どおり上がらなかったのはなぜか。

答8 本来10億円以上の増収を見込んだが、複数の部長級の外科系の医師が年度途中で退職した影響が大きく、請求ベースで15億円以上増収となった診療科もある一方、マイナスの診療科を合計すると約4億4千万円の減収であった。

問9 医師の安定的な供給という部分では改善を図っていたのではなかったか。医師の退職による減収ということは防ぎようがなかったのか。

答9 医師の確保については兵庫医科大学、神戸大学、大阪大学と連携し、特に兵庫医科大学で病院長をされていた難波総長の人脈もあり、徐々に医師の増員を図りつつ、今年4月には経営の安定的な方向でやっている。ただ、退職した医師の診療科が複数に分かれており、次の医師の確保までにはどうしてもタイムラグがあった。

問10 救急医療センターや血液浄化センター、がんセンターなどいろいろな形でこれまで経営の柱をつくり取り組んできた。それを生かすためには医師がいないと、それが収益につながらない。医師1人で幾らという予算を立てても、医師の不在でそれに至らなかったということが続く。予算の立て方が問題ではないか。

答10 経営陣が、そういった予算に合わせた活動をしていく必要性を、肝に銘じてやっていきたいと考えている。

問11 医師の確保がこれからの病院経営の一番大事なことであり、気持ちよく働いていける体制になっているのかが問題である。給与面だけではない、医師の待遇についての改善策は。

答11 例えば資格取得や学会活動等に対する支援や、文書の作成や雑用等を支援す

るメディカルアシスタントによる支援体制の整備などが必要と考えている。

問12 がんセンターの医師を2人体制で予算計上していたところ、医師が1人不足したため収益が上がらなかったということだが、常勤の医師は難しいとしても、例えば非常勤でも、サポート体制のため人材を探すことについての考えは。

答12 応援の非常勤医師は何人か来ていただいている。放射線治療については、朝9時から5時だけでなく延長するなど、できるだけ多くのニーズに対応できるように取り組んでいる。現状としては、まず常勤医師を2人にして、できるだけ収益を上げるようにしていきたい。

問13 市外に流れているがん患者を呼び込む施策について、市として何かできることはないのか。また病院としてはどう考えているか。

答13 市立病院の施設や診療をもっと知ってもらうよう広報を検討することと、患者を紹介してもらう取組が不足していると経営分析業務報告でも言われている。そこで、市長自ら診療所を回り市立病院をPRして紹介患者を増やす取組も検討して進めようと市と病院で協議した。また、病院としても、高度な手術等で市外の病院で治療した後の化学療法という段階になると、居住地の近くで、できるだけ頻繁に通院できるところが患者にとっても利便性があると思うので、病病連携の中でそうした患者を当院に戻してもらうよう取り組みたい。

問14 市立病院は築後三十数年経過しているが、建物施設の保全計画のとおり保全しているのか。

答14 保全計画については、実施計画で、翌年度実施する改修工事に関し市と協議した上で企業債を発行し、市が償還金の2分の1を持つ形で順次実施している。できるだけ早い年度で主たる部分の改修工事を行っており、最近では空調関係の工事を実施している。これから問題になるのは配管部分の劣化で、当初の計画の中では十分対応できなかったため、今後検討していく。

問15 病院経営そのものに対するがんセンターの寄与度は。また、医師が1人不足することと本来の寄与度との差はどのようなものか。

答15 がんセンターには放射線治療部門と化学療法部門とがん相談部門がある。経営への影響が大きい放射線治療部門に関しては国内有数の最高品質の治療を行っており、患者数も当初の想定をほぼ達成している。そのため、放射線治療科という単位では原価計算上、収支は赤字ではない。医師不足による収益差についてはおおむね1億2千万円から1億5千万円くらいという想定であり、その分の収益が医師の充足により黒字で加算される。

問16 より一層の経営改善が必要であるが、この決算を鑑みて、どのように経営改

善に当たっていくのか。

答 16 一昨年の約 6 億円近い赤字を受け、昨年経営陣が病院の骨太の方針をつくり、夏頃に 8 つの新病院戦略を出し、収益増と費用削減に取り組んできた。その中で、昨年度の収支は約 4 億 4 千万円の赤字で、4 億円の繰入れの結果、約 5 千万円の赤字となり、今年 3 月から一層の経営改善を始めたが、新型コロナウイルスの影響があった。まず、医師の確保が第一の柱であり、ほかにも新規患者、紹介患者の獲得を医師会や開業医等と病病連携、病診連携で進めたい。春からは 8 つのプロジェクトチームをつくっており、収益増や適正配置、救急医療やがん診療などを含め、全職員で経営改善に取り組んでいきたい。

自由討議 なし

討論

(反対討論)

討論 1 数値的には収益改善の方向で、一定の成果が出てきていると感じる。経費削減も後発医薬品の利用を含め、一つ一つできることをやっている。ただ、4 億円の基準外繰入金があれば欠損金が発生するようなタイミングで、その 4 億円につき市民の理解を得られたのかという非常に厳しい判断だったと思う。

その中で、市立病院でできることを全てできていたかが課題だが、給与費を他市と比較し、労働の対価として、また収益に対して正しい数字であるという根拠を、基準をつくるという準備に対する動きや、職員用駐車場として 3 年前に決定したものを、5 千万円を超える資金を使って造成したことなどを含め、市民の税金を 4 億円投入するということに対する重みについての認識が足りない可能性があるということ踏まえ、不認定とする。

(賛成討論)

討論 2 コロナ禍の状況の中で公立病院が果たさなければならない役割は明確になっている。その中で、昨年度、前々年度も含め、こういうときに備え公立病院として維持していくため、予算も含め、補正もされてきた。もしそれもせず、病院が縮小されていたなら、今このような体制が取られていたかどうか分からないので、市立病院存続に向け、市が財政投入することは致し方ないし、当然と考える。ただ、際限なく財政投入してよいとは思わない。市と病院が協議して、市民の理解を得ていく努力は必要である。地域の医療ニーズを正確に把握し、市民の理解を得るよう進めてほしい。医師不足の件を考えても、市民の命と健康を守るため今も奮闘している現場にエールを送る立場で議論することは重要なポイントと考え、認定に賛成する。

(反対討論)

討論 3 コロナ禍の中で新型コロナウイルス感染症対応というのは最優先課題である

ことは間違いないが、現在の宝塚市財政を考えると病院事業財政の健全化は最重要課題である。資金不足比率の悪化を理由として、市の一般会計から4億円の基準外繰入れが行われ、それを除く実質の当年度病院事業の純損失は4億5千万円余に上る。これは収支均衡を目指すという基本的目標とともに、改革プラン2017とも大きく乖離し、市の財政へも大きな影響を与えるようになっている。

先日発表された市立病院経営分析では、このままの状態であれば、今後10年間で60億円以上の赤字が見込まれるとの報告もある。これは容認することはできず、今後の経営改善が必要と考え、不認定とする。

(反対討論)

討論4 昨年も病院事業決算について、同じように文教生活常任委員会で厳しい意見があったが、今回の決算においても、医師の確保など、赤字の根本的な原因の部分で同じような議論が上がっている。現状において、市と病院が一丸になって対応してもらいたいという思いを込めて、不認定とする。

審査結果 認定（賛成多数 賛成5人、反対3人）

令和2年第5回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議案第97号 公の施設（宝塚市立中山台コミュニティセンター）の指定管理者の指定について
- 議案第98号 公の施設（宝塚市立地域利用施設美座会館）の指定管理者の指定について
- 議案第99号 公の施設（宝塚市立地域利用施設光明会館）の指定管理者の指定について
- 議案第100号 公の施設（宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部）の指定管理者の指定について
- 議案第101号 公の施設（宝塚市立地域利用施設南口会館）の指定管理者の指定について
- 議案第102号 公の施設（宝塚市立地域利用施設御殿山会館）の指定管理者の指定について
- 議案第103号 公の施設（宝塚市立地域利用施設高松会館）の指定管理者の指定について
- 議案第104号 公の施設（宝塚市立末成集会所）の指定管理者の指定について
- 議案第105号 公の施設（宝塚市立共同利用施設長尾南会館）の指定管理者の指定について
- 議案第106号 公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉会館）の指定管理者の指定について
- 議案第107号 公の施設（宝塚市立共同利用施設小浜会館）の指定管理者の指定について
- 議案第108号 公の施設（宝塚市立共同利用施設福井会館）の指定管理者の指定について
- 議案第109号 公の施設（宝塚市立共同利用施設小林会館）の指定管理者の指定について
- 議案第110号 公の施設（宝塚市立共同利用施設鹿塩会館）の指定管理者の指定について
- 議案第111号 公の施設（宝塚市立共同利用施設中筋会館）の指定管理者の指定について
- 議案第112号 公の施設（宝塚市立共同利用施設高司会館）の指定管理者の指定について
- 議案第113号 公の施設（宝塚市立共同利用施設中山寺会館）の指定管理者の指定について
- 議案第114号 公の施設（宝塚市立共同利用施設美幸会館）の指定管理者の指定について
- 議案第115号 公の施設（宝塚市立共同利用施設山本台会館）の指定管理者の指定について
- 議案第116号 公の施設（宝塚市立共同利用施設売布会館）の指定管理者の指定について
- 議案第117号 公の施設（宝塚市立共同利用施設川面会館）の指定管理者の指定について
- 議案第118号 公の施設（宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館）の指定管理者の指定について
- 議案第119号 公の施設（宝塚市立共同利用施設泉町会館）の指定管理者の指定について
- 議案第120号 公の施設（宝塚市立共同利用施設旭町会館）の指定管理者の指定に

議案第121号	公の施設（宝塚市立共同利用施設仁川会館）の指定管理者の指定について
議案第122号	公の施設（宝塚市立共同利用施設伊子志会館）の指定管理者の指定について
議案第123号	公の施設（宝塚市立共同利用施設御所の前会館）の指定管理者の指定について
議案第124号	公の施設（宝塚市立共同利用施設米谷会館）の指定管理者の指定について
議案第125号	公の施設（宝塚市立共同利用施設亀井会館）の指定管理者の指定について
議案第126号	公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉西会館）の指定管理者の指定について
議案第127号	公の施設（宝塚市立共同利用施設山本野里会館）の指定管理者の指定について
議案第128号	公の施設（宝塚市立共同利用施設山本会館）の指定管理者の指定について

議案の概要

令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間において、下記のとおり各施設の指定管理者を指定しようとするもの。

- 1 宝塚市立中山台コミュニティセンター 中山台コミュニティ
- 2 宝塚市立地域利用施設
 - (1) 美座会館 美座会館管理運営委員会
 - (2) 光明会館 光明会館管理運営委員会
 - (3) 雲雀丘倶楽部 公の施設のよりよい管理運営をめざす市民の会・宝塚
 - (4) 南口会館 特定非営利活動法人シニアパワーを活かす会
 - (5) 御殿山会館 御殿山会館管理運営委員会
 - (6) 高松会館 高松町自治会
- 3 宝塚市立末成集会所 末成町自治会
- 4 宝塚市立共同利用施設
 - (1) 長尾南会館 丸橋自治会
 - (2) 安倉会館 安倉自治会
 - (3) 小浜会館 小浜自治会
 - (4) 福井会館 福井・亀井自治会
 - (5) 小林会館 小林会館運営委員会
 - (6) 鹿塩会館 鹿塩自治会
 - (7) 中筋会館 中筋会館運営委員会
 - (8) 高司会館 高司会館管理運営委員会
 - (9) 中山寺会館 中山寺自治会
 - (10) 美幸会館 美幸町自治会
 - (11) 山本台会館 山本台自治会
 - (12) 売布会館 売布小学校区まちづくり協議会
 - (13) 川面会館 川面会館管理委員会
 - (14) 松ガ丘会館 松ガ丘会館運営委員会

- (15) 泉町会館 泉町会館運営委員会
- (16) 旭町会館 旭町会館運営委員会
- (17) 仁川会館 仁川会館運営委員会
- (18) 伊子志会館 伊子志会館運営委員会
- (19) 御所の前会館 御所の前町自治会
- (20) 米谷会館 米谷会館運営委員会
- (21) 亀井会館 福井・亀井自治会
- (22) 安倉西会館 安倉西会館運営委員会
- (23) 山本野里会館 宝塚市丸橋財産管理組合
- (24) 山本会館 山本自治会

論 点 市の関わりについて

----- 9月9日の審査概要 -----

<質疑の概要>

問1 今回の指定管理者の指定について、売布会館だけ指定管理者が変わったと聞いている。現在の指定管理者と次の指定管理者の連携はうまくいくのか。

答1 現在の指定管理者も今回選定された指定管理者も地域の活動団体であり、従前から連携しながら活動されていると理解している。今回新たな指定管理者となるに際しては、スムーズに引継ぎができるよう、市も一緒に関わっていききたい。

問2 非公募とのことだが、今回の売布会館の選定についてはいろいろと聞いている。地域の主体的なまちづくりの活動を支援するという責務の上で、市としてもっとできることはなかったのか。

答2 売布会館、南口会館のほか、別の議案の西谷会館についても、もう1者の申請が出されており、その他の施設についても相談を受けたところがある。市としては、相談があれば従前どおり説明や協議をさせていただいている。売布会館については様々な声が寄せられているので、今後について、もう少し丁寧に対応していきたい。

問3 選定の際の評価項目のうち、適正な管理運営実績というのは、何を基準に判断しているのか。

答3 提出された事業計画書あるいは団体概要書等の申請書類に基づき、選定委員のほうで5段階評価を行っている。また、競合した2施設については、両団体からのプレゼンテーションあるいはヒアリング審査なども行っている。

問4 売布会館については、競合する両方の団体から全く同じ予算書が上がってきているが。

答4 選定委員会の審査でも同じ質問が出されており、1者については、現在の指定管理者から頂いた資料を参考に作ったということであった。その内容も踏まえた

上で、総合的に判断されたものと理解している。

問5 南口会館の審査では、地元自治会の利用料金の減免事項について整理確認が必要との附帯意見がつけられているが、市は今後どのように関わっていくつもりか。

答5 協定書を確認したところ、自治会の総会に活用する場合は減免すると明記されているが、自治会の方は総会以外の活動も全て減免されると理解されていた。今後はそごがないように対応していきたい。

問6 指定管理料の算定根拠について、雲雀丘倶楽部だけ空調設備の保守点検料も計上されているのはなぜか。

答6 小規模の会館なら家庭用設備に近い空調で済むところもあるが、雲雀丘倶楽部は建物の構造上空調の経費が非常にかかるため、その分を加算している。

問7 中山台コミュニティセンターの指定管理料が突出しているのはなぜか。

答7 もともとが市の直営施設であり、常駐で人を配置する必要があるため、人件費を指定管理料に含めている。

問8 会館によって減免の規定は違うのか。自治会の活動とまちづくり協議会の活動が平等にやっていけるように、地域団体の活動に係る減免の取扱いはそろえてほしいが。

答8 指摘されたとおり、検討の余地は十分にある。利用料金について、一度全ての施設について確認し、しっかり対応していきたい。

問9 選定委員会の附帯意見において、南口会館は現指定管理者の実績が評価されているが、売布会館の現指定管理者は、実績も稼働率も高いのに評価されていない。続けていく思いは伝わったが高齢化による担い手不足を不安に感じたと書かれているが、その根拠は何か。

答9 売布会館の現指定管理者から提出された団体概要書には、職員数が5名と記載されている。本年3月に2人辞めており、そのあたりから委員が判断されたと認識している。

問10 売布会館の応募団体との対応記録等を見ると、現在の指定管理者から、応募するかどうかの相談を受けている。現指定管理者が申請を出す1週間前に違う団体が申請しているが、この情報を現指定管理者に出したか。

答10 申請を受け付ける時に、応募者に、他に競合する団体があると伝えることはできない。

問 1 1 今回選定された売布会館の団体は、現指定管理者の協力を得られると書いているが、市は確認しているのか。

答 1 1 今回選定された団体の会長からはそのように話を聞いているが、確認はしていない。

問 1 2 売布会館に同じ地域にある 2 つの団体から応募があったことに対して、協働を推進する上で、市は地域で話し合う場を設けるべきではなかったのか。

答 1 2 時系列的に見ていくと、対応ができないことはなかったかと思う。

問 1 3 売布会館について、これから先、両方の団体が一体となって頑張れると思うか。

答 1 3 地域と寄り添っていくという部分で確かに市として少し配慮に欠けていたかと思う。今後地域の方と十分話をして、よりよい施設の管理ができる形にしていきたい。

自由討議

委員 A 議案第 116 号の売布会館については、様々な課題が出ている。地域の混乱を整理してもらい今後の進め方が見えてこないと、今日出てきた議論が解決しないままでは、賛成・反対の判断がしにくいと感じる。

委員 B 議案第 116 号については、協働のまちづくりを推進する一番の主体者である市が、話し合い等動く必要があると考える。今後どうなるかは、まだ決定していないような気がするので、賛成も反対もしづらい。

委員 C 議案第 116 号については、よい形の協働のまちづくりが行えるように、継続審査を求める。

質 疑

----- 9 月 2 8 日の審査概要 -----

< 議案第 128 号にかかる議案書の訂正 >

9 月 28 日に本会議で議案の訂正が行われたため、文教生活常任委員会で改めて審査が行われたもの。

< 質疑の概要 >

なし

討 論 なし

審査結果

議案第 9 7 号 可決 (全員一致)

議案第98号	可決 (全員一致)
議案第99号	可決 (全員一致)
議案第100号	可決 (全員一致)
議案第101号	可決 (全員一致)
議案第102号	可決 (全員一致)
議案第103号	可決 (全員一致)
議案第104号	可決 (全員一致)
議案第105号	可決 (全員一致)
議案第106号	可決 (全員一致)
議案第107号	可決 (全員一致)
議案第108号	可決 (全員一致)
議案第109号	可決 (全員一致)
議案第110号	可決 (全員一致)
議案第111号	可決 (全員一致)
議案第112号	可決 (全員一致)
議案第113号	可決 (全員一致)
議案第114号	可決 (全員一致)
議案第115号	可決 (全員一致)
議案第116号	継続審査 (全員一致)
議案第117号	可決 (全員一致)
議案第118号	可決 (全員一致)
議案第119号	可決 (全員一致)
議案第120号	可決 (全員一致)
議案第121号	可決 (全員一致)
議案第122号	可決 (全員一致)
議案第123号	可決 (全員一致)
議案第124号	可決 (全員一致)
議案第125号	可決 (全員一致)
議案第126号	可決 (全員一致)
議案第127号	可決 (全員一致)
議案第128号	可決 (全員一致)

令和2年第5回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第129号 公の施設（宝塚市総合福祉センター）の指定管理者の指定について	
議案の概要	
令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間における宝塚市総合福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするもの。	
論 点 市の関わりについて	
<質疑の概要>	
問1	選定委員会の評価について、管理維持能力の評価点の得点率が60%と低い。災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか、という評価項目が5年前も低く、改善が見られないように思えるが。
答1	評価全般としては、60%を超えていればおおむね良好と認識しているが、特定の項目においては低い。施設等設備の老朽化等が運用上の評価につながっている点もあると考えられるので、評価結果について真摯に受け止めなければならないと考えている。
問2	様々な福祉を必要としている人たちが施設利用者の中心になってくると思うが、利用者からの相談や要望、苦情に対しては、専門的な解決などが必要になってくる。住民福祉の立場から、市としてはどのように考えているか。
答2	当該施設は福祉施設であると同時に公の施設であるため、サービス向上のためにモニタリングや利用者アンケート等で確認を行っている。また、社会福祉協議会とともに、福祉を支えていく姿勢が大事と考えている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第5回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第130号 公の施設(宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター)の指定管理者の指定について
議案の概要	令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間における宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするもの。
論 点 市の関わりについて	<質疑の概要>
問1 選定委員会の評価で管理維持能力の項目中、災害時の体制について、老人福祉センターの評価点数より大型児童センターの点数が少し低くなっている。同じ候補者が同じ提案をしているので、課題はソフト面ではなくハード面であり、行政側の責任と考えるが。	答1 大型児童センターと老人福祉センターは複合施設であり、それぞれ面積案分によって担当部署が小規模修繕等の経費を負担している。点数に差があることがハード面によるものであれば、関係部署と協議の上対応し、状況に応じて市の役割を果たしていきたい。
問2 過去の実績について、モニタリングなどはしているのか。	答2 指定管理者には、毎年、管理運営事業評価表を作成して自己評価を行ってもらい、行政評価も加えて、ホームページ等で公表している。過去の評価としては、おおむね協定書等の水準を満たし良好であると考えている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第5回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第131号 公の施設（宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館）の指定管理者の指定について
議案の概要	令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間における宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館の指定管理者として、特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N Iを指定しようとするもの。
論 点	市の関わりについて
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第10号 教育条件整備のための請願

<請願の趣旨>

宝塚市では、「いじめ」「不登校」「学級崩壊」などの解決にとりくんでいる。さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症対策として6月までの長期臨時休業、その後、学校再開はしたものの未だ先行きが見通せない中であって、学校現場では子どもたちの豊かな学びと育ちの保障や心のケア、感染症対策など解決すべき課題が山積している。そのほかにも様々な課題があり、これらの教育課題克服のためには、教育予算のいっそうの充実と制度の拡充が必要であることから、下記項目について早期実現を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 豊かな教育を創造する教育予算の充実と保護者負担の軽減を
 - (1) 教育予算を削減しない。また現場のニーズに応じた予算拡充をおこなうこと。
 - (2) 備品費・学校需用費の削減をせず、保護者負担を軽減すること。
 - (3) 外国籍の子どもたちへの生活・学習支援を拡充すること。
 - (4) 子ども支援サポーターを増員すること。
 - (5) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置の拡充をすすめること。
 - (6) 幼稚園・保育所の施設・設備および定員の拡充をはかること。
 - (7) 「安全・安心でおいしい給食」を充実させるための予算拡充をおこなうこと。
 - (8) 学校図書館充実のために、更なる予算拡充をおこなうこと。
 - (9) ICT機器の充実のために、更なる予算拡充をおこなうこと。
 - (10) LGBTsの観点から、誰もが安心して通える学校づくりをおこなうこと。
 - (11) 新型コロナウイルス感染症対策のために、更なる予算拡充をおこなうこと。
- 2 障がい児教育の充実のために
 - (1) 地域のすべての学校に、個々の障がい特性に合わせたトイレを設置すること。
また、各学校の実情に応じ、合理的配慮が盛り込まれた基本的な環境を整えるため、施設設備（エレベーター・相談室・プレイルーム・スロープ等）の改善をはかること。
 - (2) 子どもの実態に応じて、学校には、子どもの学びや自立に必要な介助員を増員すること。また、プール指導等の介助員も増員すること。
 - (3) 医療行為の必要な子どものための体制をつくること。
 - (4) 一人ひとりの思いを尊重し、ニーズにあった支援計画を明確にし、卒業後の進路保障においても方策を講じること。
 - ・「障がい者のための働く場」の拡充をはかること。
 - ・市職員採用の障がい者枠の拡大をはかること。
 - ・高校進学にあたっては、障がい特性に合わせた受験サポートや合理的配慮を

はかること。

3 中学生の卒業後の進路を保障するために

- (1) 公立高校の開門率をあげるために、学級増を県に要求すること。
- (2) 高等学校への就学助成および奨学金制度・入学支度金制度を拡充すること。
- (3) 中学を卒業した、いわゆる「無業者」への対策をすること。

4 文化厚生施設の充実のために

- (1) 子どもたちが安心して遊べる公園を増やすとともに、児童館の設備や環境の更なる充実をはかること。

5 地域の教育発展のために

- (1) 地域スポーツ指導者の確保と育成につとめること。
- (2) 「青少年を育てる地域づくり」のためのとりくみの充実をはかること。
- (3) 外国人市民との交流をはかるためのとりくみの充実をはかること。

<質疑の概要>

問1 支援を必要としている児童生徒が150名ほどいるとのことだが、現在の子ども支援サポーターは何人か。また、どのような支援をしているのか。

答1 (市当局) 通常学級に在籍しているLDやパニックを起こしやすい児童生徒に対して心理相談員や子ども支援サポーターを19名、不登校傾向の生徒に対して別室指導員という形で9名、そして年度当初には、適応が難しい新中学1年生に対してコーチングサポーターを配置している。

問2 高校進学に当たり、障がいの特性に合わせた受験サポートや合理的な配慮は行われているか。

答2 (市当局) これまでにも市の教育委員会から県の教育委員会へ要望をしており、文字の拡大や受験時間の配慮など対応していただいている。今後も個別にお願いしていきたい。

問3 子ども支援サポーターの増員について、あとどれくらい増えるのが理想か。

答3 (紹介議員A) それぞれの学校の状態にもよるので、基準というものは考えていない。様々な課題を抱えている子どもさんに寄り添い、その課題の解決に当たることができるスタッフが欲しいと考えている。

問4 請願項目3の公立高校の開門率に関して、市内の公立高校4校の、受験人数や傾向が分かれば教えていただきたいが。

答4 (市当局) 公立高校の開門率は、一昨年度が69.9%、昨年度が70.0%。昨年度は市内中学生3年生の総数1,789人のうち、616人が市内の公立高校4校に入学している。

問5 請願項目1の中の、学校給食と新型コロナウイルス対策のための予算拡充について、具体的にこれというものがあるか。

答5 (紹介議員B) 給食については、各校の調理員が不足していることと、冷房設備ができていないという実態があり、安全で衛生的な給食の環境を保つことができるのかということにつながってくる。新型コロナウイルス感染症対策については、現場の先生から、密にならない分散登校や少人数学級はよかったと聞いている。清潔な環境を保っていくために、必要な人を配置していただきたい。

問6 ICT機器の充実のための予算拡充については、全ての子どもたちが同じ条件で学べる環境を整えていくことを含めたものか。それとも学校の体制ということなのか。

答6 (紹介議員A) 本来ならコロナ禍の前からGIGAスクール構想に乗っていかなければならなかった。遅れを取り戻すために、まずは学校の環境整備、それを家庭でも生かせるような仕組みをつくるよう努力していただきたい。

問7 支援を必要としている子どもに対して、子ども支援サポーターの充足率は。

答7 (市当局) 現場から声をいただいている約150人全員の様子を担当課で確認し、今現在は小学生58名、中学生7名の計65名の児童生徒に対して支援を継続している。専門性の必要な職種であり、拡充を目指していきたい。

問8 スクールソーシャルワーカーなどは他市では市教育委員会に1人というところもあり、宝塚市が幾つかの学校に配置している点は評価できるが、問題が起きた時にすぐ対応できるよう、専門職の配置をさらに充実させてほしい。このコロナ禍で、様々な困難を抱える子どもが増えているのではないかと思うが、そのあたりは把握しているか。

答8 (紹介議員A) 生活リズムが変わってしまい、精神的に不安定な状態など、子どもたちはより多くの影響が心身ともに出ているという声を聞いている。

問9 障がい児教育の充実のための請願項目で、昨年までは多様な人が使える多目的トイレをという要望だったが、今年は個々の障がいの特性に合わせたトイレを、となっている。また、今までのエレベーターに乗れなくなってきて困っている等の実態も聞いている。学校の施設は避難所ともなるので、高齢の方、様々な方が避難してくるが、施設面についてはどう考えるか。

答9 (市当局) 障がい児童受入れ等のために、施設の改善は順次行っており、今後も各校の実情に応じて施工を考えている。エレベーターについては、既に全小中学校につけており、今後更新の中で考えていけるところがあれば対応していきたい。

問10 障がいのある方の働く場の拡充について、学校に行っている間は様々な支援があり学校が居場所となっているが、卒業後の進路について、市はどのように動いているか。

答10 (市当局) 市の採用は、障がいの差別なく対応している。当然文字の拡大など障がいの特性に応じて受験しやすい体制を整えており、国の定める障がい者雇用率を常に上回りながら、それ以上の障がい者雇用に取り組んでいく。

(紹介議員B) 実態としては知的、精神障がいの方はほとんど採用がないため、もっと努力してもらいたいと思っている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	採択(全員一致)

議案番号及び議案名

請願第14号 街ぐるみで子どもを孤立から守り育む体制づくりについての請願

<請願の趣旨>

今、地域の繋がり希薄化や核家族化の中で、子育ての“孤立”が深刻であることは周知のとおりだが、コロナ感染症対策として行われた休園休校措置や外出自粛は、子どもたちを更に孤立させた。

3月から6月という長期間、遊びや学びの場から突如切り離され、公園や街に出かける事も出来ず、給食も完全に止まり、全ての子どもたちが大変な思いをしていた中、困っている子どもたちを少しでも応援できればと、地域の方の力を借りながら「子ども弁当」の販売を行った。しかし、私たちの力で出来た事は小さく、情報さえ届かず自分の力で出掛ける事も出来ない“孤立”状態にあった子どもの元には、お弁当を届ける事はできなかった。

今回のコロナ対策だけでなく、日常の中でも、また今後起こり得る災害等の社会的非常時にあっても、宝塚市が、子どもたちに関わる学校園や地域と信頼関係を持って連携し、「街ぐるみ」で地域の大切な子どもの健やかな育ちを支える事ができるよう、具体的で柔軟な体制づくりを早急に進めるため、以下の項目を請願する。

<請願の項目>

- 1 支援が必要な子どもの“孤立”を見過ごさず、子どもが地域社会の中で愛され、自立に向けて健やかに育っていけるよう、学校園や地域と連携し、配食や市内の飲食店や子ども食堂等で使える弁当券を配布する等、具体的な支援体制づくりが必要であり、その為に「要保護児童対策地域協議会」（要対協）の仕組みがあると考えられる。孤立する子どもに、具体的な支援が届くよう、行政に体制づくりの強化を求めること。
- 2 今、宝塚市は子どもに関する課が多くある一方、どこの課が何を担当しているのかが大変わかりにくい現状がある。そこで、市民が子どもに関わる相談をする時、適切な課に案内できる“子ども総合窓口”のようなものが必要ではないか。困っている市民が相談しやすく、親切で分かりやすい対応ができる組織の整備を行政に求めること。

<質疑の概要>

- 問1 コロナ禍の中、大変な子どもたちに対して弁当を販売いただいてありがたい。15食から始めて多い日には120食のお弁当を販売したとのことだが、宣伝方法や予約、販売方法はどうしたのか。
- 答1（紹介議員A）本当に困っている家庭に手が届くようにという思いはあっても、そういう人を特定しづらく、また困っている家庭以外にも二、三か月という期間、大人も子どもも息詰まった環境でほとんど外出しなかった中、民生児童委員の方々

と連携されてチラシを配布したり、インターネットで宣伝したり、来た人がまた別の人に情報を知らせたりという形で広がったと思う。販売方法についても、支援を申し出た企業から移動販売ができるキッチンカーを借りたり、ネーミングライツという方法で権利を持った人の名前をつけたお弁当にしたりと、地域や業者、民生児童委員などが一緒になって活動が広がった。

問2 要保護児童対策地域協議会（以降「要対協」）はどんな取組をしているのか。

答2 （市当局）要対協は、主に児童虐待防止のため保護や支援が必要な児童や妊婦に適切な支援を行うもので、児童福祉法に規定され、ほぼ100%の自治体で設置されている。要対協メンバーには児童福祉法で守秘義務が課され、要対協内で必要な情報交換ができ、支援内容を協議する。本市では、医師会、歯科医師会、警察、児童相談所、学校や保育所、民生児童委員連合会等、子どもや家庭に関わる複数の機関で構成している。調整機関は市の子育て支援課で、虐待通告の窓口となり通告を受理し、ケース台帳を作成してケース会議を主催したり、関係機関で役割分担をしたりするなどして活動している。

問3 請願の項目に弁当券を配布する等、具体的な支援体制づくりが必要とあるが、そうしたことは可能か。

答3 （市当局）要対協で管理している情報は児童虐待の通告によるものが含まれており、ほぼ、当事者に公開できない。弁当券の配付などの具体的な給付施策は、そうした情報の家庭のみを対象として展開するのは難しいと考える。学校や保育所など一般的で多数が利用する制度の中で、事情のある家庭を重点的に支援することは大事であり、そうした中で仕組みを利用することは可能と考える。

問4 請願の2項目で、具体的に何を求めているのか。

答4 （紹介議員A）2項目とも、仕組みづくりが主であり、項目にある制度をつくることを求めるものではなく、事例として挙げている。請願項目1は、要対協は困っている家庭を一番把握しており、よく連携することを求めている。請願の元になったのは要保護家庭を対象にした尼崎市の弁当券配付で、さらに要対協で把握している情報を抽出し追加配付したということから来ている。

また、請願項目2については“子ども総合窓口”のようなものということで、例えば、箕面市が子ども総合相談窓口をワンストップサービスで置き、そこからいろんな相談先に仕分けており、そうした仕組みや人の配置を想定している。

問5 請願項目を受けて、本市ができていないこと、できていないことは。

答5 （市当局）本市では子ども家庭なんでも相談や子どもの権利サポート委員会、各児童館など、子どもに関する相談窓口をたくさん設けている。情報発信についても、市ホームページや子どもに関する情報を一冊にした「たからばこ」を発行

し、昨年度ウェブ版も発信した。しかし、たくさんある中でどこに相談すればいいかわからないという声も聞く。子どもに関する相談をワンストップで受け止める総合相談機能も必要と考えており、2022年度末までに子ども家庭総合支援拠点を設置する準備をしている。

問6 普段は学校に行っているため特に問題はなくても、今回の休校措置で、低学年の子どもを独りで家に置いて仕事にいかなければならないなど、コロナ禍で見えてきた課題をどう認識しているか。

答6 (市当局) 十分に把握できないところはある。常に全数を把握している学校や保育所等と日頃から連携し、家庭児童相談室から電話できないところは学校や保育所から連絡して家庭の様子を聞いてもらい、心配のある家庭は呼び出してもらう等が最大限できることかと考えている。

問7 子ども弁当で活躍する民間グループが複数あって、市も補助金を出しているが、それぞれが連携してもカバーし切れないというのがこの請願で言っているところだと思う。点と点を結ぶ線の機能を何とか見い出せないか。

答7 (市当局) 学校の臨時休業中に子ども弁当の活動をする民間グループに、子育て支援グループ活動促進事業助成金を活用し運営費の一部を助成した。市と連携できた団体に弁当と一緒に相談窓口のチラシを配布してもらったり、家庭児童相談室から連絡したりするなどした。また地域の方が声かけをして弁当を届けたり、様子を見守っていただいたりしたところもあった。今回民間の方々に主導してもらい、要対協のような情報の取扱いがデリケートな組織を直接入れるのではなく、緩やかな連携の中で多重的なよい見守りができたのではないかと考えている。

問8 子ども弁当に対する事業者の関わりはどの程度か。また、今後も子ども弁当の活動に関わる事業者が広がる展望はあるのか。

答8 (紹介議員A) 子ども弁当を提供しているのは、もともと地域と共生して福祉的なことやまちづくりを考えている方たちで、社会的貢献を考えている事業者である。また、本業は別の専門であるが、地域とのつながりで地域に居場所を提供している事業者もある。それぞれ別の仕事を持ちながら、専門知識を持ち寄って地域とつながっていて、今後も子ども弁当の提供だけでは終わらず、高齢者の居場所や地域の子育て世代が寄っていくような活動でつながり得ると考える。

自由討議

委員A 請願の趣旨には賛成できるという議論になっていると思うので、趣旨採択がよいのではないか。

委員B 請願の趣旨にはもちろん賛成だが、請願項目の文言でもう少し委員間で意見

を調整できないか。守秘義務を冒してまで要対協を積極的に活用してほしいということではなかった。支援する子どもの対象を広く捉える取組も考えられるということで、特に要対協がということではなく、問題ではなかったと思う。請願項目も含めて、理解できるということが望ましいのではないかと。

委員C 趣旨採択が望ましいのではないかと考える。請願項目の中に、弁当券を配布するということがあるがよく分からず、また要対協に何を求めるのかが気になる。請願項目を見る限り、全部賛成ということではないが、考え方に対しては違和感はないと思う。

委員B 分からない部分は質疑でただしてもらったほうがいいと思う。要対協の情報から弁当を配るのではなく、その対象の子どもを含め広くやっていくということだったと思う。弁当券についてはいろんな自治体が行っていると思う。

委員C 「弁当券を配布する等」と請願項目にあるので、弁当券についての考えと、弁当券の配布への要対協の関わりが可能かどうか確認したい。

委員D ネックになるのは「要保護児童対策地域協議会」という言葉だと思う。質疑の中では、要対協から情報を得るのではなく、そうした方法もあるという意味だという点を押さえれば賛成できる。これまでも子ども食堂を地域で開いていても本当に必要な子どもに支援が届くかどうかや、学校を通して支援をするにも保護者との信頼関係において難しいことなどたくさんある。こんな支援があるから利用したかったらどうぞという形のほうがいいとも思っている。要対協の取扱いで皆気にしているかなと思う。請願全体に賛成だが、請願項目の言葉の捉え方が違うのであれば、趣旨採択もやむを得ないと思う。

委員A 同じく要対協のところが気になっている。議論の中で、趣旨はよく分かる。具体的に要対協から情報をもらうのではないということだったので、より趣旨には強く賛成する。コロナ禍の中で支援が届かなかった、必要としている子どもたちに届けるための広いネットワークを求めるという意味では、要対協という言葉がないほうがより自由度が高いのではないかと。

質 疑

問9 請願項目に「子ども食堂等で使える弁当券」とあるのは、弁当と引換えができる金銭的なものかと思うが、どのような取扱いを考えているのか。

答9 (紹介議員A) 弁当券とあるのは、尼崎市で実施した弁当券の事業を例に出しただけである。弁当券を配るのに、尼崎市では要対協から情報をもらって配ったということで、宝塚市で弁当券を配ってほしいということではない。実際、今回

請願者がされていたのは電話やインターネットで弁当の申込みをして取りに来るという形で、弁当券を配布したのではないし、その辺は誤解があると思う。「孤立する子どもに、具体的な支援が届くよう、行政に体制づくりの強化を求め」てほしいということを見てほしい。

問10 お弁当にメッセージを添えたということで、ネーミングライツという話もあったが、どのような仕組みだったのか。

答10 (紹介議員A) お弁当の事業で企業からネーミングライツということで寄附を受けられたが、お弁当に企業名を入れたわけではない。ネーミングライツの権利を買った人がお弁当につけたい名前をつけたということだが、特定の企業名や宗教等はできないと明記されていた。

問11 イメージ的な、ニックネーム的な、架空の名前を弁当に添えたということか。

答11 (紹介議員A) 例えばひまわり弁当など、そういう何か希望を持てるような、勇気を持てるような形の名前をつけるということ、最初にネーミングライツを募集されるときに話し合われた。

問12 要対協に対しては、具体的にどのようなことを求めているのか。

答12 (紹介議員A) 総合的な情報を持っているのは要対協なので、対象者の情報を市民に開示してほしいということではなく、その情報を知っている人が本当に困っている家庭に声をかけて、子ども弁当をやっているよという形で知らせてほしいという思いである。

問13 要対協は守秘義務がある、特に個人情報等に関しては一定のルールがあると理解してよいか。

答13 (市当局) 要対協の構成員には守秘義務がある。要対協に登録されている家庭の中には、自分の家庭が登録されていることを知らないところもある。児童虐待の通告の流れの中で所属機関が見守っている事例もあり、その情報でもって、対象の家庭のみに直接的な支援をするということは難しい。

自由討議

委員E 常任委員会での請願審査は重い。請願の文章の一言一句について納得ができれば、採択、不採択の判断をせざるを得ない。ただし、今回の請願項目で、お弁当を実際、本当に困っている子どもたちにしっかり届けていきたいという思いで、要対協の情報が欲しいという思いも分かる。しかし要対協は決してそうした情報を出す場所ではなく、また弁当券を配るような組織でもない。そうした意味で、この請願項目の文言のまま採択をすると、後々誤解されるおそれがあり、誤解を招くのであれば、項目1については、採択できない。

また、請願項目2についても、質疑の中で、2022年ではあるが、子ども家庭総合支援拠点を市でつくっていくという話もあった。そういう意味では、請願者の思いがしっかりと形になっていくであろうというふうに推測できる。

我々としては、この2022年を少しでも早く、新型コロナウイルスの第3波、第4波も予想されるので、子どもを守る環境をつくることについて努力していないといけないと思う。その意味では、この請願の趣旨は非常に重いものがあるので、請願項目の採択はなかなか厳しいという状況である以上、趣旨採択という思いで、請願者の思いを受け止めていきたいと思う。

審査結果 趣旨採択（全員一致）

